

# 高浜市自治基本条例 「検証中間報告」に対する 皆さんの意見を募集します



▲自治基本条例 出前授業(小学6年生対象)

「自治基本条例」は、みんなで力をあわせて「住んでよかった!」「いつまでも住み続けたい!」と思える高浜市をつくっていくために、高浜市のまちづくりに関する理念や基本的な仕組みを定めたルール。

今年度が施行5年目にあたることから、各条文の精神をふまえた取組みが行われているか、各条文が現在の社会情勢に合っているか、運用してみて不都合がないかなど、行政による内部検証、「自治基本条例検証委員会」(市民・学識経験者・副市長の計7人で構成)による検証作業を経て、このほど「検証中間報告書」がまとまりました。

そこで、検証中間報告に対する意見を募集します。寄せられた意見は、条文の改正や今後の条例推進などに反映できるかを検討し、後日、意見の採否やその理由などの概要を公表します。

## 主な検証結果(概要)

検証項目	主な検証結果(概要)	検証委員会からの主な意見
推進の成果・課題と今後の取組みの方向性	<p><b>【第4条 まちづくりの基本原則】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「参画・協働・情報共有」に関する行政の行動指針を「ガイドライン」として明確に示す必要がある。</li> </ul> <p><b>【第7条 市民の役割と責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域活動に参加している人の割合」が増加し(H22:45.4%→H27:58.5%)、「一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていく」という考え方が浸透しつつある。</li> <li>今後も活動の裾野を広げていくため、まちづくりの意義・効果などを伝え、参加・参画しやすい環境づくりに取り組む必要がある。</li> </ul> <p><b>【第12条 職員の役割と責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活現場に根差した感覚を持ち続けるため「市民とともに」という姿勢・行動が、今後ますます欠かせない。問題意識・使命感を持った職員の育成に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容・対象者にあわせて開催日時を工夫するなど、参加・参画しやすい配慮・工夫が必要である。</li> <li>自治基本条例に込められた意味は、まちづくりへの参加をとおして次第にわかってくる。参加のきっかけを、どのようにしていくかが課題である。</li> <li>今後ますます自治やコミュニティに関する学習の重要性が高まってくる。継続的に取り組んでいただきたい。</li> </ul>
改正の必要性	改正(条文の追加・削除)や新たに追加すべき規定はない。	

※自治基本条例や検証委員会の詳しい内容は、市公式ホームページのトップバナー「高浜市自治基本条例」をクリック!

※検証委員会における協議の概要は、「広報たかはま」6月15日号・8月1日号に掲載

## ■「検証中間報告書」の入手方法

- ①窓口で配布…市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館で配布
- ②ホームページ…市公式ホームページからダウンロード可

■意見の提出期間 8月17日(月)～9月14日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

■提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。

- ①「検証中間報告書」配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函
- ②総合政策グループ窓口(市役所3階23番)へ持参
- ③郵送、ファクス、電子メールで提出

※提出にあたっては「氏名」「住所」「電話番号」「意見とその理由(該当箇所)」を明記してください。

■意見募集結果の公表「広報たかはま」11月15日号を予定



提出・問合せ先 総合政策グループ ☎444-1398(住所不要)  
☎52-1111(内線365) FAX52-1110 Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp